

コンビニ収納代行業務委託業者選定に係る
公募型プロポーザルの実施について(公告)

那覇市上下水道局では、水道料金等(下水道使用料、再生水料金等を含む)のコンビニエンスストア収納代行業務委託事業者の選定を、次のとおり「水道料金等コンビニ収納代行業務委託業者募集要項」に基づき公募型プロポーザル方式により実施します。

本プロポーザルに参加を希望される方は、募集要項の各事項に留意の上参加申し込みください。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

水道料金等コンビニ収納代行業務委託業者募集要項

1. 趣旨

この要項は、那覇市の水道料金、下水道使用料及び再生水料金等(以下「水道料金等」という。)のコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)における収納業務を委託するものとし、その委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務名

水道料金等コンビニ収納代行業務委託

3. 業務の内容

那覇市上下水道局(以下「本局」という。)が発行する水道料金等納付通知書(以下「納付書」という。)によるコンビニにおける水道料金等の収納業務(以下「コンビニ収納」という。)

4. 委託期間

契約の日から平成34年3月31日までとする。

契約の日から平成29年3月31日までは準備期間とし、実際のコンビニ収納開始は平成29年4月1日からとする。

5. 業務の対象及び運用方法

(1)コンビニ収納の対象は、水道料金等を合算して1枚の納付書で収納する。

(2)納付書は、本局が使用する電算システムで作成するものとする。

(3)本局が発行する納付書に印字するバーコードの体系及び表示についての仕様は、財団法人流通システム開発センターが定めた標準料金代理収納ガイドラインに準ずるものとする。

6. 業務受託者の選定方法

- (1)業務受託者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。
- (2)提案競技に参加しようとする場合は、別添様式による参加表明書及び提案書を提出しなければならない。

7. 参加資格要件

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (4) 那覇市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 受託する事務を適正かつ確実に遂行するに足る事業規模を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (6) 別紙「水道料金等コンビニ収納代行業務委託基本仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (7) 国及び地方自治体の公金又は電気料金、上下水道料金、ガス料金、電話料金等の公共料金におけるコンビニ収納業務の取扱について実績を有していること。
- (8) 収納に関する記録を電子計算機により適正に管理し、当該記録を遅滞なく報告することができること。
- (9) 本局で使用する電算システムにより運用できるものであること。ただし、本局との協議の上、本委託業務に必要な事前確認作業時までには受託者の負担においてシステム改修が可能である場合は、その限りではない。(改修を要するときの改修に要する経費に関しては、本局がシステム開発者から徴した資料「「コンビニ収納代行変更に伴うシステム改修業務委託」見積書(参考)」を参照のこと。)
- (10) 収納金の払込みを確実に速やかに行うことができること。
- (11) 各コンビニの倒産リスクを回避するため、何らかの対策をとっていること。また、収納代行業者自身の破綻について、何らかの対策をとる体制ができていること。
- (12) 個人情報に関する法令等を遵守し、プライバシーマーク等の認証を受ける、または、公的機関による規制を受けるなど、公金収納業務において、安全かつ安定的な運用が将来にわたり確保できることを具体的に提示できること。
- (13) 将来的に収納チャネルの拡大(マルチペイメント、クレジット等)した場合でも、各チャネルで収納した収納データは、コンビニ収納データと共通のフォーマットにて加工されたデータとして取得することが可能なこと。
- (14) 上記(6)～(13)の各要件について自社単独では提供できない場合、他社との連携による提供でも可能とする。

なお、その場合にはあらかじめ本局の了解を得ることとし、契約方法については別途協議して決めることとする。

8. 募集要項の交付

- (1)交付期間 平成28年10月17日(月)から平成28年10月25日(火)
- (2)交付方法 那覇市上下水道局ホームページ上に掲載

9. 参加表明書の提出

(1)提出書類

- ・別紙「参加表明書」(様式第1号)
 - ・履歴事項全部証明書(登記簿謄本) 提出日より3か月以内に発行されたもの(写し可)
 - ・印鑑証明書 提出日より3か月以内に発行されたもの(写し可)
 - ・納税(滞納なし)証明書 提出日より3か月以内に発行されたもの(写し可)
- 下表に該当する税目の「納税(滞納なし)証明書」を提出すること。

区分	税目	証明書 発行者	提出する 年度
国 税	法人税	所轄税務署 (様式その3の3)	—
	消費税及び地方消費税		
都道府県税	全て	都道府県税事務所	直 前 2年分
市町村税	全て	市町村	直 前 2年分

※都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限る。

なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。(なお、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。)

又、委任先を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店開設についての申告書の写しを提出すること。

- ・委任状(様式第7号)
本業務において契約権限等を委任する場合に限る。

- (2)提出期限 平成28年10月26日(水)午後5時15分必着
- (3)提出場所 那覇市上下水道局 1階 料金サービス課 Tel098-941-7811
- (4)提出部数 1部
- (5)提出方法

- ① 持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)とする。
- ② 持参の場合、参加者はあらかじめ本局に連絡をするものとし、土日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
- ③ 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本局は責任を負わない。
- ④ 本募集における参加表明書の提出等にかかる費用は、参加者の負担とする。

(6)辞退届

参加表明書を届出後、辞退をすることになった場合には、すみやかに本局へ連絡し、参加辞退届書(様式第9号)を提出すること。提出期限については、提案書の提出期限と同じものとする。

10. 提案書の提出及び提案項目

(1) 提出書類

提案書の提出については、次のとおりとする。

提出書類	提案項目	書式
提案書(表紙)		様式第3号
会社(業務)概要	① 商号又は名称、代表者名、設立年月日、法人の沿革、資本金、従業員数、本店所在地、支店・営業所数、那覇市を担当する支店・営業所名及び所在地 ② 業務内容 ③ 国・地方自治体の税及び料又は公共料金におけるコンビニ収納業務受託実績	様式第4号
運用案・業務体制など	① 運用案(具体的な運用方法、運用開始までのスケジュール、使用出来るコンビニエンスストア、収納情報の提供方法、納付書作成の協力、委託者側のシステム改修が必要なときの対応、システム構築時の支援体制、トラブル発生時の対応) ② 業務体制(収納金の安全性・保護対策、個人情報保護、システムセキュリティ対策、検査協力) ③ 契約期間終了後の納付書取扱について	様式第5号
経費	本局が負担する経費の範囲 ① コンビニ収納1件あたりの単価 (上限: 税抜 57円)	様式第6号
その他	その他特にアピールできる点 業務効率化、収納チャネルの拡張性など	
業務連携届出書		様式第8号

(2) 記入要領及び留意事項

- ① 提出書類は、A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA4版・横型・横書きでもかまわない。
- ② 提案書に記載する文字は日本語、文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するためイラスト、イメージ図を使用してよい。
- ④ 添付する資料はA4に統一すること。
- ⑤ 提案書を添付する場合には、ページ総数は50ページ以内とする。

(3) 添付書類

- ① 決算書等
財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し(直前3カ年分)
- ② その他
パンフレット等参考資料(無ければ添付する必要はありません。)

(4)提出部数

各8部(正本1部、副本7部)

(5)提出先及び問い合わせ先

那覇市上下水道局 1階 料金サービス課

TEL 098-941-7811 徳永

(6)提出期限

平成28年11月4日(金)午後5時15分必着

(7)提出方法

- ① 持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)とする。
- ② 持参の場合、参加者はあらかじめ市に連絡をするものとし、土日祝日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
- ③ 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本局は責任を負わない。
- ④ 本募集における参加表明書の提出等にかかる費用は、参加者の負担とする。

(8)その他

- ① 提出書類について、提出期限後の追加及び変更は認めない。
- ② 提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、返却しない。
- ④ 提出された書類は、那覇市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑤ 審査経過等は公表しない。

11. 質問及び回答

質問については、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1)質問書(様式第2号)の提出

- ① 提出期限 平成28年10月26日(水)午後1時まで
- ② 提出場所 那覇市上下水道局 1階 料金サービス課
- ③ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで提出すること。
ただし、持参の場合は土日祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分まで。
郵送、電子メール又はFAXの場合は提出期限までに必着のこと。
メールアドレス ryoukin@water.naha.okinawa.jp
FAX 098-941-7812

(2)質問書の回答

質問に対する回答は、平成28年10月27日(木)午後5時15分までに参加表明書提出者全員に、FAX又は電子メールにより送付する。

12. 選定方法

(1) 審査

業務受託者の審査及び評価は、評価基準に基づき「コンビニ収納代行業務委託プロポーザル選定委員会」が行う。

(2) 評価事項

提出された提案書の評価観点の主なものは次のとおりとする。

評価事項	評価内容
会社概要	業務を委託できる規模等を有しているか
実績	国・地方自治体の公金、上下水道料金、電気料金、ガス料金、電話料金等の公共料金における収納受託実績
運用案	<ul style="list-style-type: none">・具体的な運用方法・運用開始までのスケジュール・使用出来るコンビニエンスストア名・店舗数・営業時間・収納情報の提供方法・納付書作成の協力・委託者側のシステム改修が必要などときの対応・システム構築時の支援体制・トラブル発生時の対応
業務体制	<ul style="list-style-type: none">・収納金の安全性・保護対策・個人情報保護・システムセキュリティ対策・検査協力
経費	・コンビニ収納1件あたりの単価 (上限:税抜 57円)
業務の効率化	・収納業務の効率化
契約期間終了後の納付書取扱	<ul style="list-style-type: none">・契約期間中に発行した納付書でも契約終了後、取扱が可能か・その対応可能期間など
その他	<ul style="list-style-type: none">・市民の便利につながる提案など・業務効率化につながる提案など・その他

(3) 提案審査(プレゼンテーション)

実施期日:11月14日(月)

実施場所:那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局庁舎

(※時間・場所の詳細については参加表明書に記載の担当者あてに連絡いたします。)

実施方法:各社40分以内(説明25分、質疑応答15分)を予定すること。

本局参加者:コンビニ収納代行業務委託プロポーザル選定委員会

※5社を超える応募がある場合は、第一次審査として提出物による書類審査を行う。

結果については平成28年11月8日(火)までに通知する。

(4)業者の選定

提案書等を総合的に評価し、随意契約の交渉の相手方となる優先交渉権者(以下「優先交渉権者」という。)と次点交渉権者を選定する。

(5)審査結果の通知

審査結果は平成28年11月16日(水)までに提案者全員に通知文書を発送する。
審査結果についての異議申立並びに問合せには一切応じることはできない。

(6)業者選定後の手続き

選定後、優先交渉権者と本局は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。

この交渉が整ったときには、契約予定者として随意契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は、次点交渉権者と交渉を開始する。

契約予定者は、本局が指定する期日までに見積書を提出する。

本局は、見積書の内容について精査の上、契約を締結する。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1)提案書提出期限に遅れた者。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした者。
- (3)審査委員又は本プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた者。
- (4)提案審査(プレゼンテーション)を欠席した者。

14. 資料

- コンビニ収納代行業務委託事業者募集要項(公告) (本文書)
- 様式第1号～第9号
- コンビニ収納代行業務委託プロポーザル評価基準
- 水道料金等コンビニ収納代行業務委託基本仕様書
- 個人情報の取扱いを定める特約
- 「コンビニ収納代行変更に伴うシステム改修業務委託」見積書(参考)

15. その他

本プロポーザルの参加表明書の提出期限日(平成28年10月26日)から当選定委員会において選考が終了するまでの間に、委員又は事務局に対する営業活動は禁止する。

16. 問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道局 料金サービス課 業務係 徳永

TEL 098-941-7811

FAX 098-941-7812

メールアドレス ryoukin@water.naha.okinawa.jp